

少年刑の改正について（レジメ）

1 検討の対象

少年刑の緩和（少年法51条2項）、不定期刑（少年法52条）については、見直しを検討すべきではないか。

2 検討の理由

（1）成人に対する科刑との対比で、少年刑の見直しの検討が考えられてよいもの

ア 近時の刑法の改正で、有期懲役・禁錮刑の法定刑の上限が20年（従前は15年）となり（刑法12条1項、13条1項）、有期刑の加減の上限が30年（従前は20年）となった（刑法14条2項）こととの関係で、少年刑の見直しが必要ではないか。→少年法52条1、2項。

イ 同じく無期の懲役・禁錮を軽減した場合の長期も30年（従前は15年）となった（刑法14条1項）こととの関係で、少年刑の見直しが必要ではないか。→少年法51条2項後段。

ウ 少年法の現在の規定が、上記刑法改正と連動していないため、成人に対する科刑の有り様との権衡を失するようになっている。典型例としては、例えば、少年が主犯で、成人直後の共犯者が従犯的な事案で、両者を有期懲役刑に処する場合、成人共犯者に対しては、犯罪に応じて長期20年（30年）の刑が科し得るのに対し、少年に対しては長期10年を超える刑は科し得ないこと。

（2）犯行時18歳未満の少年（以下、便宜「18歳未満少年」という。）に対する科刑と、犯行時18歳以上の少年（以下、便宜「18歳以上少年」という。）に対する科刑との関係で、少年刑の見直しの検討が考えられてよいもの→少年法51条2項後段、52条2項

無期刑の緩和の形とはいえ、18歳未満少年に対しては、10年以上15年以下の刑を科す（注1）ことが可能であるが、18歳以上少年に対しては、そ

ういった刑を科すことはできない。

この不整合は、有期刑に限れば従前と変わらないが、他方、従前は、18歳未満少年には無期刑を科すことができなかつた（平成12年改正前の少年法51条2項）から、こういった不整合も、それなりの合理性があつたといえなくはない。

しかし、上記改正で18歳未満少年にも無期刑を科すことができるようになった（少年法51条2項）から、上記不整合の不合理性の度合いが高まっているといえる。

そして、当初から有期刑に処せられる場合には、18歳未満少年と18歳以上少年とで差異がない（少年法52条）ことと対比しても、無期刑の場合だけ、上記のような不整合があることの合理性が減じているといえる。

（注1）この場合は定期刑である。最判昭和25年11月9日刑集4巻11号2227頁。

（3）不定期刑の合理性に疑問があり、不定期刑に対する見直し（廃止それが無理なら修正）の検討が考えられてよいこと。

ア これまでの解釈・運用が不定期刑にふさわしい形とはなっていないこと

i 量刑基準の不明確さ

長期基準説、短期基準説、中間基準説の争いが完全には決着しておらず、不定期刑に関する量刑基準が一義的に明確とはなっていない、旨の指摘もあり、裁判員裁判での量刑判断を困難とするとの懸念も表明されている。

ii 執行実務

不定期刑の長期を刑期とする定期刑に近い運用がされているとの指摘もあり、少なくとも、不定期刑のメリットを生かした形での執行状況とはなっていない。

イ 法改正による是正余地の乏しさ

仮に、（1）、（2）の観点から少年刑の見直しが行われる場合、少年法52条2項が定める長期10年、短期5年を超える、例えば、長期20年、短期1

0年といった不定期刑を想定すると、10年も幅のある不定期刑があり得ることになる。しかし、そういった長期間の幅を持つ刑期については、どの程度意義があることになるのか疑問である。そして、受刑者をいつの段階で釈放するのは、執行機関の判断に属し、裁判所が定めるわけではないから、その分、刑を定める形で被告人の刑事責任を明らかにする裁判所の役割も狭められることとなる。

ウ 短期刑について不定期刑を科すことができないこと

逆に、長期、短期の幅が少ない場合には、刑を定める形で被告人の刑事責任を明らかにする裁判所の判断が示された中で、不定期刑の執行がなされるように思われるが、現行では、長期3年に満たない刑で処断する場合には定期刑を科すこととされている（少年法52条1項）。

エ 不定期刑制度を廃止する立法例もあること

オ 定期刑として仮出獄の弾力的な運用でも、不定期刑の趣旨は生かされること